意見書 (医師記入)

江府町立子供の国保育園長様

入所児童氏名				
	左	Ħ		廾
	4	月	П	

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

麻しん(はしか)※
インフルエンザ※
風しん
水痘(水ぼうそう)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)※
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年	月	日
医療機関名		
医師名		

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で 記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

○ 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす		
麻しん	発症1日前から発しん	解熱後3日を経過してから		
(はしか)	出現後の4日後まで			
インフルエンザ	症状が有る期間(発症	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2		
	前24時間から発病後3	日を経過するまで(幼児・乳幼児)にあっ		
	日程度までが最も感染	ては、3日を経過していること)		
	力が強い)			
風しん	発しん出現の前7日前	発しんが消失してから		
	から7日後くらい			
水痘	発しん出現1~2日前か	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化して		
(水ぼうそう)	ら痂皮形成まで	いること		
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現して		
(おたふくかぜ)	腫脹後4日	から5日経過し、かつ全身状態が良好にな		
		っていること		
結核	_	医師により感染の恐れがないと認められて		
		いること		
咽頭結膜熱	発熱、充血等の症状が	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日		
(プール熱)	出現した数日間	経過していること		
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状	結膜炎の症状が消失していること		
	が出現した数日間			
百日咳	抗菌薬を服用しない場	特有の咳が消失していること又は適正な抗		
	合、咳出現後3週間を	菌性物質製剤による5日間の治療が終了し		
	経過するまで	ていること		
腸管出血性大腸菌感染		医師により感染のおそれがないと認められ		
症		ていること。(無症状病原体保有者の場		
(O157, O26, O111		合、トイレでの排泄習慣が確立している5		
等)	_	歳以上の小児については、出席停止の必要		
		はなく、また、5歳未満の子どもについて		
		は、2回以上連続で便から菌が検出されな		
		ければ登園可能である。)		
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認められて		
		いること		
侵襲性髄膜炎菌感染症	_	医師により感染の恐れがないと認められて		
(髄膜炎菌性髄膜炎)		いること		

^{*}感染しやすい時期を明確に提示できない感染症については(一)としている。

(厚生労働省「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より)